

令和2年10月20日発行

コロナ禍における役員給与の増額改定

新型コロナウイルス感染症の影響により期中に業績悪化改定事由に該当し役員給与を減額していたが、その後業績が回復したため役員給与を元に戻したい場合があると思います。その場合、定期同額給与とするためには臨時改定事由に該当する必要があります。

臨時改定事由とは『役員の職制上の地位の変更、その役員について職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情』をいい、具体的には下記のような場合が該当します。

例) ①店舗を休業し、店舗管理業務が不要となり役員給与を減額した。その後営業を再開し、従来通り店舗管理業務を行うこととなった為、役員給与を元に戻した。

②役員が新型コロナウイルスに感染・入院し職務の執行が一部できなくなった為、役員給与を減額した。その後従前と同様の職務の執行が可能となった為、役員給与を元に戻した。

よって単に売上等が戻ってきたことは臨時改定事由に該当せず、定期同額給与とはならないため増額改定をする場合には注意が必要です。

10月からの酒税

10月1日から酒税の税率が改正されました。

酒税とは、「酒類」に課税される税金のことですが、消費者は間接的に負担していて、消費税とは別にメーカーに課せられるものです。

酒税法上でいう「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料のことをいいます。

《350ml 当たり》

●引き上げ

第三のビール	9.8円
ワイン	3.5円

●引き下げ

ビール	7.0円
清酒	3.5円

「発泡性酒類」の分類や税率は、2020年10月、2023年10月、2026年10月の3回に分けて改正されます。

税金が安いことでお財布にやさしかった「発泡酒」や「新ジャンル」、「チューハイ」なども2026年10月までにさらに値上げとなる可能性があり、家計にも影響がありそうです。



大阪都構想と税金

政令指定都市の大阪市を廃止して 4 つの特別区に分割し、広い範囲の権限と予算を大阪府に一元化する「大阪都構想」をめぐる 2 度目の住民投票が 11 月 1 日に行われます。

大阪都構想が実現した場合、納める税額は変わりませんが、法人市民税や固定資産税などの納付先は市から府へ変わります。

これらは『財政調整財源』と呼ばれ、大阪市の年間収入約 8500 億円(平成 28 年度決算)のうち約 4600 億円を占めています。これをいったん府税として徴収し、特別区と大阪府におおよそ 8 対 2 の割合で配分することになります。個人市民税など約 2900 億円は特別区に直接入りますが、地方交付税など約 1000 億円は大阪府に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、2021 年度の市税収入はリーマン・ショック直後の 09 年度と同程度の約 500 億円の減少となる見通しで、当初予算編成で 600 億円以上の収支不足に陥ると想定されていますが、都構想の財政シミュレーションでは考慮されておらず、4 特別区の財産運営の先行きは不透明です。



年末調整の電子化

令和 2 年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当されたことを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施されます。

メリットとして、従業員は、これまでの手書きによる手続き(年末調整申告書の記入、控除額の計算など)を省略でき、年末調整申告書の作成を簡素化できます。また、書面で提供を受けた控除証明書等を紛失した場合は、保険会社等に対して再発行を依頼しなければなりませんでした。その手間も不要になります。

勤務先は、従業員が年末調整ソフトで作成した年末調整申告書データを利用することにより、控除額の検算が不要になります。また、控除証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認に要する事務が削減されます。

事前準備として、従業員は保険会社等に電子化の手続きをする必要があり、勤務先は、従業員が使用する年末調整ソフト(国税庁から提供されているソフトも有ります)の周知が必要です。さらに、マイナポータル連携をする場合には、従業員によるマイナポータルの開設も必要です。

現状では発行者である保険会社等においてデータでの提供が義務ではないこともあり、今年は準備が整わず、データでの提供を見送るケースもあるようです。税務署が発行する住宅ローン控除証明書についても、データで提供できるのは、居住年が令和元年以後のものに限られているようで、今年は、電子化したとしても紙とデータとが混在する形となりそうです。